

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

採用情報 ※応募書類は返却しません。

- 詳細は、各募集案内等参照。
- 報酬は、30年度実績等のため、変更になる可能性があります。

杉並福祉事務所（嘱託員）

①就労支援専門員

生活保護受給者等の就労促進のための助言と指導
資格=ハローワークなどでの就労支援の経験がある方またはキャリアコンサルタント

②資産調査専門員

生活保護受給者等の資産（年金・預貯金・戸籍等）などの調査
資格=社会保険労務士で年金受給権・資産の調査に関する知識と実務経験がある方

③メンタルケア支援員

生活保護受給者の自立のための精神保健福祉支援
資格=精神保健福祉士

④面接相談員

生活・就労相談と母子・父子および女性福祉等の相談受け付け・助言
資格=社会福祉士（取得見込みを含む）または生活保護等に関する相談実務の経験がある方

…………… いずれも ……………

勤務期間=31年4月1日～32年3月31日（5回まで更新可。ただし、①②は68歳③④は65歳に達した年度末で退職）
勤務日時=月16日。午前8時30分～午後5時15分
勤務場所=福祉事務所（荻窪・高円寺〈高円寺南2-24-18〉・高井戸〈高井戸東3-26-10〉）のいずれか
募集人数=若干名
報酬=月額21万4300円～
その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）
申込書（各福祉事務所配布。区ホームページからも取り出せます）を、31年1月18日午後5時（必着）までに杉並福祉事務所荻窪事務所（〒167-0032天沼3-19-16ウェルファーム杉並）へ簡易書留で郵送・持参
同事務所管理係 ☎3398-9104

消費生活相談員（嘱託員）

消費生活に関する相談、普及啓発業務（パソコン業務あり）
勤務期間=31年4月1日～32年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）
勤務時間=月16日。月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
勤務場所=消費者センター
資格=消費生活相談員（国家資格）または消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有し、23年4月1日以降1年以上の相談事務経験がある方または内閣総理大臣が指定する機関が実施した指定講習会の課程を修了した方
募集人数=若干名
報酬=月額23万5200円～26万1900円
その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）
履歴書に志望動機（A4判横書き。1000字程度）・資格を確認できる書類の写しを添えて、31年1月10日（必着）までに消費者センター（〒167-0032天沼3-19-16ウェルファーム杉並）へ郵送・持参
同事務所 ☎3398-3141

国保年金課非常勤職員（嘱託員）

①国民健康保険給付事務②国民年金事務
勤務期間=31年4月1日～32年3月31日（更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）
勤務日時=月16日。月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
勤務場所=国保年金課
資格=パソコンの基本的な操作ができる①医療事務技能等資格取得者または診療報酬に関する事務などの経験が3年以上ある方②社会保険労務士
募集人数=①2名②1名
報酬（月額）=①18万4900円～22万1200円②21万4300円
その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）
申込書（同課①国保給付係〈区役所東棟2階〉②国民年金係〈中棟2階〉）で配布。区ホームページからも取り出せます）に資格証明書をお持ちの方はその写しを添えて、31年1月11日（必着）までに各係へ郵送・持参
同事務所 ☎各係

区立子供園介助員（①パートタイマー②アルバイト）

軽度の障害がある幼児の園生活における安全管理・介助および保育補助
勤務期間=31年4月1日～32年3月31日（①は5回まで更新可）
勤務日時=①週5日。月～金曜日の午前8時30分～午後3時15分②月20日以内。月～土曜日の午後2時45分～6時45分/いずれも祝日を除く
勤務場所=区立子供園
資格=幼稚園教諭免許、保育士資格取得者または

保育や介助・実習・子育てなどで幼児と関わった経験のある方
募集人数=各若干名
報酬（時給）=①1180円（有資格者1290円）②1090円（有資格者1170円）
その他=有給休暇あり（②は条件あり）。社会保険加入（②を除く）。交通費支給（上限あり）
履歴書を、31年1月16日午後5時（必着）までに保育課子供園・幼稚園係（区役所東棟3階）へ郵送・持参
同事務所 ☎同係
履歴書には希望職種・勤務可能期間・志望動機を記入(2)杉並区役所関係のパート・アルバイト経験者は、職歴に記入(3)お持ちの方は幼稚園教諭免許、保育士証の写しを提出(4)書類選考後、面接を実施

学校図書館サポートデスク（パートタイマー）

学校図書館への支援、済美教育センター教育図書館の運営
勤務期間=31年4月1日～32年3月31日
勤務日時=週2日。月～金曜日の午前9時～午後5時のうち6時間
勤務場所=済美教育センター
資格=司書（司書補）の資格を有する方または司書教諭の講習を修了した方で、小中学校での学校司書実務経験が3年以上ある方
募集人数=2名
報酬=時給1410円
その他=有給休暇あり。交通費支給（上限あり）
履歴書に志望動機（様式自由。800字程度）・司書（司書補）の資格を有することまたは司書教諭の講習を修了したことを証明するものの写しを添えて、31年1月10日午後5時（必着）までに済美教育センター学校図書館支援担当（〒166-0013堀ノ内2-5-26）へ郵送・持参
同事務所 ☎3311-0021

ゆりかご面接員（①パートタイマー〈平日勤務〉、②土曜日勤務）

妊婦および産後の母子の保健指導（面接・電話・訪問）ほか
勤務期間=31年4月1日～32年3月31日（更新可。期限あり）
勤務日時=①月16日以内。原則、午前8時30分～午後5時15分②午前8時30分～午後5時15分のうち6時間
勤務場所=①保健センター、子育て支援課②子ども家庭支援センター（阿佐谷南1-14-8）、荻窪子どもセンター（荻窪5-20-1）
資格=助産師または保健師
募集人数=各若干名
報酬=①時給1670円②日額1万900円（②は交通費を含む）
その他=①有給休暇あり。社会保険加入（条件あり）。交通費支給（上限あり）
履歴書に志望動機も書いて、31年1月25日午後5時（必着）までに子育て支援課母子保健係（区役所東棟3階）へ郵送・持参
同事務所 ☎同係

31年1月の各種健康相談（予約制）の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級 (予約制)	平日パパママ学級 (予約制)	離乳食講習会	乳幼児歯科相談 (予約制)	歯みがきデビュー教室 (予約制)	栄養・食生活相談 (予約制)	ものわすれ相談 (予約制)	心の健康相談 (予約制)
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	17日(木) 午前9時15分～10時15分	9日(水) 16日(水) 23日(水)	21日(月) 午後1時30分～4時	8日(火)・23日(水)午後1時30分～3時30分(8日は生後9カ月頃から) ★12月17日から電話で申し込み。(35名。申込順)	午前 11日(金) 25日(金) 午後 10日(木)	24日(木) 午後1時15分～午後1時55分 午後2時35分	11日(金) 午前9時～正午	28日(月) 午後1時30分	16日(水) 24日(木) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	21日(月) 午前9時15分～10時	9日(水) 23日(水) 30日(水)	-	16日(水) 午前10時30分～午後0時30分	午前 21日(月) 28日(月) 午後 11日(金)	18日(金) 午後1時15分～午後1時55分 午後2時35分	10日(木) 午前9時～正午	8日(火) 午後1時30分	25日(金) 午前9時30分 29日(火) 午後1時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	31日(木) 午前9時30分～10時15分	11日(金) 18日(金) 25日(金)	-	7日(月) 午後1時30分～3時30分	午前 15日(火) 午後 10日(木)	24日(木) 午後1時15分～午後1時55分 午後2時35分	15日(火) 午前9時～正午	25日(金) 午後1時15分	4日(金) 午後2時 10日(木) 午後1時30分
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	23日(水) 午前9時～10時	-	-	22日(火) 午前10時30分～午後0時30分	午前 23日(水) 午後 9日(水)	8日(火) 午後1時15分～午後1時55分 午後2時35分	-	8日(火) 午前9時30分	21日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	18日(金) 午前9時15分～10時15分	-	-	17日(木) 午後1時30分～3時30分	午前 10日(木) 午後 23日(水)	-	-	17日(木) 午後1時45分	8日(火) 午後1時30分

※1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係（区役所東棟3階）へ。
 ※2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自でご注意ください。

凡例 時日時 場場所 内容 講師 対象 定員 参加費（記載のないものは無料） 申し込み（記載のないものは直接会場へ）
 問い合わせ 他その他 Eメールアドレス HPホームページアドレス

学校巡回相談心理士(嘱託員)

障害のある児童・生徒へのアセスメント業務、区立学校教員への相談・助言業務▶**勤務期間**=31年4月1日~32年3月31日(5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職)▶**勤務日時**=月16日。午前8時30分~午後5時15分▶**勤務場所**=特別支援教育課▶**資格**=臨床発達心理士、臨床心理士、学校心理士、特別支援教育士(いずれも取得見込みを含む)▶**募集人員**=若干名▶**報酬**=月額21万4300円程度▶**その他**=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり)▶**履歴書**を、31年1月11日(必着)までに特別支援教育課計画係(〒166-0013堀ノ内2-5-26)へ郵送・持参▶**同係**☎3311-1921

チャレンジ雇用職員(パートタイマー)

事務補助▶**勤務期間**=31年5月1日~32年3月31日▶**勤務日時**=原則、月~金曜日の午前9時~午後4時のうち6時間(祝日、年末年始を除く)▶**勤務場所**=区役所(出先事業所を含む)▶**資格**=次の全てを満たす方①区内在住②障害者手帳の交付を受けていて、一般就労が可能な状態と主治医が認めている③一般就労を目指している④杉並区障害者雇用支援事業団(ワークサポート杉並)に登録している▶**募集人数**=若干名▶**報酬**=時給990円▶**その他**=有給休暇あり。社会保険加入。健康診断受診(条件あり)。交通費支給(上限あり)▶**申込書**(障害者生活支援課就労支援担当(区役所中棟2階)で配布。区ホームページからも取り出せます)に支援経歴書を添えて、31年2月1日~8日午後5時に同担当へ本人が持参▶**同担当**☎31年1月8日(火)午前9時30分~11時15分に見学会・説明会を開催(電話または直接、12月25日までに同担当)

区以外の求人

NPO法人すぎなみ環境ネットワーク補助職員

物品販売・接客・電話対応▶**勤務期間**=31年1月1日~3月31日(更新あり)▶**勤務日時**=月10日程度(土・日曜日、祝日を含む。水曜日定休)。午前8時30分~午後5時15分▶**勤務場所**=リサイクルひろば高井戸▶**募集人数**=1名▶**報酬**=時給1000円▶**その他**=交通費支給(上限あり)▶**履歴書**を、12月25日午後5時(必着)までにすぎなみ環境ネットワーク(〒168-0072高井戸東3-7-4)へ郵送・持参▶**同団体**☎5941-8701▶**書類選考合格者**には面接を実施

募集します

学校運営協議会委員

31年4月から学校運営協議会に出席(月1回程度)ほか▶**募集校・人数**=杉並第九小学校(本天沼1-2-19)・浜田山小学校(浜田山4-23-1)・永福小学校(永福2-16-33)=各4名、高井戸第二小学校(久我山4-49-1)・井荻

中学校(今川2-13-24)・和田中学校(和田2-21-8)=各3名、高井戸小学校(高井戸西2-2-1)・荻窪小学校(宮前2-13-18)・杉森中学校(阿佐谷北5-45-24)・井草中学校(上井草3-20-11)・向陽中学校(下高井戸3-24-1)・松ノ木中学校(松ノ木1-4-1)=各2名、杉並第二小学校(成田西3-4-1)・桃井第四小学校(善福寺3-3-5)・和田小学校(和田2-30-21)・三谷小学校(上井草3-14-12)・富士見丘中学校(久我山2-20-1)=各1名▶**資格**=募集校の通学区域または隣接する通学区域に在住・在勤・在学中、31年4月1日現在18歳以上の方▶**報酬**=4000円(協議会出席1回につき)▶**申込書**(学校支援課(区役所東棟6階)、各募集校で配布。区ホームページからも取り出せます)に作文「学校運営協議会委員を志望する理由」(800字程度)を添えて、31年1月15日午後5時(必着)までに同課へ郵送・持参▶**同課**

荻窪地域区民センター協議会委員

任期=31年4月1日から4年間(1期2年。原則2期)▶**募集人員**=10名程度▶**報酬**=交通費程度▶**荻窪地域区民センター**および本天沼区民集会所の地域内に在住の方▶**申込書**(荻窪地域区民センター、本天沼区民集会所(本天沼2-12-10)で配布)を、31年1月31日(必着)までに荻窪地域区民センター協議会事務局(〒167-0051荻窪2-34-20)へ郵送・持参▶**同事務局**☎3398-9127

施設情報

高円寺図書館の臨時休館

高円寺図書館(高円寺南2-36-25)は、特別整理(蔵書点検)を行うため、31年1月21日(月)~24日(木)は臨時休館します。臨時休館中、当該図書館の本などは通常通り予約できますが、貸し出しまでに時間がかかる場合があります。▶**高円寺図書館**☎3316-2421

高井戸区民事務所での「自動車臨時運行許可(仮ナンバー)申請」受け付け事務終了

12月28日高井戸区民事務所での受け付け事務を終了します。31年1月以降は、課税課(区役所東棟2階)で申請をしてください。

なお、高井戸区民事務所で交付を受けた標識・臨時運行許可証は、31年1月15日まで高井戸区民事務所に返納できます。

▶**課税課**課税務管理係

ひととき保育馬橋の一時休止

施設の改修工事に伴い、12月26日(水)午後3時30分~31年1月11日(金)は、ひととき保育を休止します。併設のつどいの広場は、通常どおり運営します(年末年始を除く)。

▶**子育て支援課**管理係

相談

年始の専門相談の予約受付日を変更します

31年1月4日(金)の専門相談(法律相談)の予約は、12月21日(金)から受け付けます。

▶**区**区政相談課

シニアのための就業・起業・地域活動個別相談

31年1月12日(出)午前9時~午後5時(1人45分程度)▶**場**ゆうゆう高円寺南館(高円寺南4-44-11)▶**区**区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方▶**申込**電話で、ゆうゆう高円寺南館☎5378-8179

住まいの修繕・増改築無料相談

高齢者や障害者のためのバリアフリー工事・自宅のリフォームなど、住宅の修繕や増改築についての相談に、経験豊かな区内建設業者が応じます。

▶**時間**・金曜日午後1時~4時(祝日、12月21日~31年1月4日を除く)▶**場**区役所1階ロビー▶**区**住宅課

その他

ジェネリック医薬品差額通知を送付します(後期高齢者医療制度)

現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知を、対象となる方へ12月中旬に送付します(被保険者全員に送付するものではありません)。

◆ジェネリック医薬品とは

先発医薬品の特許期間終了後に製造・販売されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、先発医薬品と同等の品質・効能・安全性があると国が認めた医薬品です。

▶**生活習慣病等**の先発医薬品が処方されていて、ジェネリック医薬品に切り替えることで薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方▶**区**ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク☎0120-336-060(12月中旬~31年1月31日の平日午前9時~午後5時(12月29日~31年1月3日を除く))、東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係☎3222-4507

受け取られずに長期間経過した個人番号カードを廃棄します

区役所・区民事務所で保管している個人番号カードのうち、29年4月より前に区が受領したカードは31年1月以降廃棄します。廃棄後は、再申請する必要があります。

受け取りを希望する方は、交付通知書に記載されている窓口へ必要書類を持参の上、受け取ってください。

交付通知書を紛失された方は、区役所または区民事務所へお問い合わせください。

▶**区**区民課個人番号カード交付担当

調理師業務従事者届

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所等の届け出が必要でです。

▶**届出方法**=届け出用紙(都内の保健所窓口で配布。東京都福祉保健局のホームページからも取り出せます)を、31年1月15日(消印有効)までに指定届け出先へ郵送▶**東京都福祉保健局健康安全部健康安全課**☎5320-4358

「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」にご協力ください

31年1月7日~28日に、無作為に抽出した区内在住で未就学児~小学生のお子さんがある家庭を対象に、「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」を実施します。

この調査は、「杉並区子ども・子育て支援事業計画(32~36年度)」の策定を目的として、各種

の子育て支援事業の利用状況等を把握するとともに、今後の子育て支援施策の充実を図るために保護者の皆さんの意見を伺うというものです。ご協力をお願いします。

▶**区**子育て支援課計画推進担当

30年分確定申告について

杉並・荻窪税務署では、30年分の確定申告書作成会場を31年2月18日(月)に開設します。2月17日(日)以前は、税務署に確定申告書作成会場はありませんのでご注意ください。

また、31年1月からスマートフォンからのe-Tax(電子申告)が可能になりますが、事前にIDとパスワードの申請が必要になります。詳しくは国税庁ホームページ▶**https://www.nta.go.jp**または各税務署までお問い合わせください。

▶**杉並税務署**☎3313-1131、**荻窪税務署**☎3392-1111

区内空間放射線量等測定結果

11月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

▶**空間放射線量率**の測定については、環境課放射能対策担当。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係☎3334-6400

年末年始の区の業務案内

区の窓口は、原則として 12月29日(土)～31年1月3日(木)は 休業します

主な施設の休業日は下表のとおりです。また、休業日のご案内は、区ホームページの「年末年始の区の業務案内」でもご覧になれます。

施設名	休業期間
区役所、区民事務所	12月29日(土)～31年1月3日(木)
保健福祉	福祉事務所、保健所・保健センター、くらしのサポートステーション、杉並区外出支援相談センター、在宅医療・生活支援センター
高齢者関連	高齢者活動支援センター、ゆうゆう館(今川館を除く)
	地域包括支援センター(ケア24)(注1)
	ゆうゆう今川館
障害者関連	杉並障害者福祉会館、高円寺・和田障害者交流館、杉並視覚障害者会館、すまいる高井戸
	すまいる荻窪、すまいる高円寺、こども発達センター
子ども関連	子ども家庭支援センター、子どもセンター、子育てサポートセンター、子ども子育てプラザ
	児童青少年センター、児童館、おぎきた子どもプレイス
コミュニティー・産業	高円寺地域区民センター
	産業商工会館
	地域区民センター(西荻・阿佐谷・井草・高井戸・永福和泉・荻窪)、区民集会所、方南和泉会議室、区民会館、すぎなみ協働プラザ、勤労福祉会館、杉並会館
	会議室(上荻窪・上井草・成田・清沓中通・桜上水北・高円寺中央・荻窪)、産業振興センター、就労支援センター
生活・環境	リサイクルひろば高井戸、環境活動推進センター、杉並土木事務所、消費者センター

施設名	休業期間
教育・文化・学習	セシオン杉並
	男女平等推進センター、郷土博物館本館・分館、東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム、和田図書サービスコーナー
	杉並公会堂、杉並区交流協会、座・高円寺、社会教育センター、済美教育センター(特別支援教育課教育相談を含む)
	西田ゆうゆうハウス、杉九ゆうゆうハウス
	図書館(中央・阿佐谷・今川・永福・柿木・高円寺・下井草・高井戸・成田・西荻・方南・南荻窪・宮前)(注2)、高円寺駅前図書サービスコーナー(注2)、桜上水北図書サービスコーナー(注2)
スポーツ	井草森公園運動場
	高井戸温水プール、杉並第十小学校温水プール、体育館(妙正寺・大宮前・永福)、松ノ木運動場(注3)、和田堀公園野球場、和田堀調節池庭球場、蚕糸の森公園運動場、上井草スポーツセンター(注4)、馬橋公園運動広場
	体育館(高円寺・荻窪)(注5)、下高井戸運動場(注5)、柏の宮公園庭球場、塚山公園運動場
公園	角川庭園・幻戯山房、(仮称)荻外荘公園、大田黒公園
	杉並児童交通公園・柏の宮公園・蚕糸の森公園・馬橋公園・塚山公園・井草森公園・成田西ふれあい農業公園各管理事務所
	桃井原っぱ公園・下高井戸おおぞら公園各管理事務所
その他	高井戸地域区民センター(図書室の返却用ブックポスト)
	コミュかるショップ、自転車集積所、証明書コンビニ交付サービス
	さざんかねっと

(注1) 電話相談は、休業期間中も24時間受け付け。
 (注2) 12月29日(土)・30日(日)は午前9時～午後5時。
 (注3) 野球場は12月28日(金)～31年2月15日(金)まで工事のため閉場。
 (注4) 31年3月15日(金)まで工事のため休館中。弓道場のみ31年1月31日(木)まで開場(午前9時～午後5時)。
 (注5) 12月28日(金)、31年1月4日(金)は午前9時～午後5時。

急病診療と医療情報案内

小児科・内科・耳鼻咽喉科・外科・歯科

**まず、電話で確認！
保険証・医療証を
忘れずに**

☎3391-1599 休日等夜間急病診療所 (荻窪5-20-1杉並保健所内)
受け付けは終了30分前まで

小児科 平日：午後7時30分～10時30分
内科・小児科・耳鼻咽喉科 土曜日：午後5時～10時
 日曜日・祝日、12月29日～1月4日：午前9時～午後10時

外科 日曜日・祝日、12月29日～1月4日：午前9時～午後5時

.....

☎3398-5666 歯科保健医療センター (荻窪5-20-1杉並保健所内)
歯科 日曜日・祝日、12月29日～1月3日：午前9時～午後5時(受け付けは4時まで)

その他の医療機関案内、急病対応の説明

☎#7399 (または☎5347-2252) **杉並区急病医療情報センター**
 土・日曜日、祝日、12月29日～1月4日：午前9時～翌日午前9時
 平日：午後8時～翌日午前9時

.....

☎5272-0303 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)
 コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

.....

☎#7119 (または☎3212-2323) **東京消防庁救急相談センター**
 24時間(年中無休)

年末年始のごみ収集

年末は12月29日(土)まで、年始は31年1月4日(金)からです。

杉並清掃事務所、同事務所方南支所は、12月31日(月)～31年1月3日(木)は休業日です。
 ※詳細は、各世帯(事業所)に配布の「平成30年度ごみ・資源の収集カレンダー」をご確認ください。

可燃ごみの収集日が月・木曜日の地域は、12月30日(日)に臨時で可燃ごみを収集します。
対象地域 永福、上高井戸、久我山、下高井戸、松庵、高井戸西、高井戸東、西荻北、西荻南、浜田山、南荻窪、宮前

粗大ごみ受付センター

**受け付けは、年末は12月28日(金)まで、
年始は31年1月4日(金)からです。**

▶電話(午前8時～午後7時) ☎5296-5300 ▶インターネット(24時間受け付け)
 http://sodai.tokyokankyo.or.jp/または区ホームページ ▶ファクス(24時間受け付け) ☎5296-7001(住所、氏名、日中の連絡先、ファクス番号、申し込み品目名〈サイズ〉、数量を記入)

..... いずれも

☎杉並清掃事務所作業係☎3392-7281、同事務所方南作業係☎3323-4571

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

30年度
上半期

区の財政状況をお知らせします

区は、条例に基づき年2回財政状況を公表しています。
今回は4月から9月までの30年度上半期について、お知らせします。

—— 問い合わせは、財政課へ。

当初予算

一般会計の当初予算は、1799億2700万円、対前年度比1.1%の増でした。
国民健康保険事業会計や介護保険事業会計などの4つの特別会計を含めた総額は、2911億9095万円となりました（対前年度比61億6178万円、2.1%の減）。

補正予算

一般会計第1号補正は、30年8月に議決されました。杉並区肺がん検診外部検診等委員会の設置に係る委員報酬など、補正額は1事業129万円でした。

これにより9月末現在の特別会計を含む予算総額は、2914億5113万円となりました。（表1）

予算執行状況

9月末現在の特別会計を含む収入済額は1209億4516万円、支出済額は1030億7320万円です。（表1）

区民税の負担状況

区の収入となることが確定した9月末現在の特別区民税現年度分調定額は、620億2340万円です。

区民1人当たりでは、10万9875円、1世帯当たりでは、19万5086円の負担額となります。

公有財産等の状況

土地や建物、基金などの公有財産等の9月末現在高は、6847億9920万円です。（表2）

基金のうち、特定の目的のために積み立てる積立基金の運用に当たっては、普通預金や定期預金などの預金や国債などの債券を中心に、安全で効率的な運用を実施しています。9月末現在の運用利子額は1780万円、平均利回りは0.055%です。（表3・4）

特別区債の現在高

9月末現在高は293億8441万円となり、29年9月末現在高に比べ20億5798万円の増となっています。（表5）

表1 各会計の予算執行状況（9月30日現在）

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	1801億8717万円	783億 417万円	43.5%	630億2906万円	35.0%
国民健康保険事業会計	553億 654万円	217億3304万円	39.3%	194億 819万円	35.1%
用地会計	2850万円	0円	0.0%	1444万円	50.7%
介護保険事業会計	423億2202万円	178億1305万円	42.1%	163億9045万円	38.7%
後期高齢者医療事業会計	136億 689万円	30億9491万円	22.7%	42億3105万円	31.1%
合計	2914億5113万円	1209億4516万円	41.5%	1030億7320万円	35.4%

※一般会計は繰越額を含みます。

表2 公有財産等の現在高（9月30日現在）

区分	金額	構成比
土地	4398億5167万円	64.23%
建物	1841億2910万円	26.89%
基金	523億 673万円	7.64%
物品	38億2357万円	0.56%
工作物	33億9252万円	0.49%
出資金	10億5997万円	0.15%
立木	1億9040万円	0.03%
有価証券	4500万円	0.01%
地役権	24万円	0.00%
合計	6847億9920万円	100.00%

※上記のほか、無体財産権があります。

表3 基金の内訳（9月30日現在）

積立基金	金額	運用基金（※）	金額
施設整備基金	92億 735万円	高額療養費等資金貸付基金	1000万円
財政調整基金	365億8382万円		
減債基金	6億7796万円		
社会福祉基金	6億2380万円		
区営住宅整備基金	23億1290万円		
NPO支援基金	906万円	公共料金支払基金	6億5000万円
みどりの基金	1001万円		
介護保険給付費準備基金	21億1762万円		
次世代育成基金	1億 421万円		
合計	516億4673万円	合計	6億6000万円

※運用基金とは、資金貸付や区の公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うためなど、特定の目的のために資金を運用する上で設置されたもので、その金額は上限額です。

※1万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

詳しい内容は、冊子「財政のあらましー平成30年度上半期の財政状況ー」をご覧ください。区政資料室（区役所西棟2階）や図書館、区民事務所などのほか、区ホームページでもご覧になれます。

表4 積立基金の運用状況（9月30日現在）

年度	積立基金現在高	運用利子額	運用利回り
30年度	516億4673万円	1780万円	0.055%

表5 特別区債の現在高（9月30日現在）

総務債	3億9170万円
生活経済債	15億9897万円
保健福祉債	48億9303万円
都市整備債	79億8108万円
教育債	102億3363万円
公共用地先行取得等事業債	42億8600万円
合計残高	293億8441万円
前回（29年9月30日）現在高計	273億2643万円
差	20億5798万円

杉並区総合計画等6計画の改定等について、 区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

区では、下記6計画の改定等を行いました。改定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」30年9月1日号などで改定案等を公表し、皆さんからご意見を伺いました。たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

——問い合わせは、企画課へ。

総合計画、実行計画、協働推進計画、行財政改革推進計画、 まち・ひと・しごと創生総合戦略、区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン （各計画期間=31～33年度）

計画改定に当たり実施した区民等の意見提出手続きの結果は以下のとおりです。

- 意見提出件数=151件（延べ502項目）
- 意見提出期間=9月3日～10月9日

いただいた主なご意見の概要と区の考え方

該当箇所	主なご意見の概要	区の考え方
【総合計画・実行計画】 目標1 施策1 3 木造住宅密集地域の解消対策の推進	木造住宅密集地域について、単に鉄筋コンクリート造りの共同住宅への建て替えで良しとすれば、空地や狭あい道路の拡幅もできる可能性もあるが、戸建てと共同住宅が高レベルで共存する区であり、木造の戸建て住宅でも災害に強いまちづくりを推進すべきである。	木造住宅密集地域のなかでも、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を不燃化推進特定整備地区に指定し、老朽木造建築物の建て替え・共同建て替え支援を進めています。また、区は、住居専用地域が多く、共同建て替えのみならず、木造戸建て住宅の耐火・準耐火建築物への建て替えも促進するための助成支援など、災害に強いまちづくりを推進します。
【総合計画・実行計画】 目標3 施策10 1 ごみの減量運動の推進	「ごみの減量運動の推進」を重点としたことを高く評価する。限りある資源の無駄なども考えることで、ごみの減量について区民の意識が高まることを期待する。	区民、事業者、関係団体の協力により、29年度の「区民1人1日当たりのごみ排出量」は7年連続23区最少の470gとなりました。今後は、フードドライブの常設窓口の拡大等によって、食品ロスの削減に関する意識を高め、さらなるごみの減量を推進します。
【総合計画・実行計画】 目標4 施策17 2 障害者グループホーム等の整備	地域移行を進めるために障害者グループホーム整備は、急務な課題。知的障害者の通過型入所施設に自立生活訓練で入所しても、受け皿の障害者グループホームの開設が進まず、待機利用者が存在している。民間法人等の開設を期待するだけでなく区が積極的に整備することを望む。 【他、同趣旨3件】	障害者グループホームは、区有地の活用のほか、東京都と連携し、整備事業者への財政支援を行うなど整備を進めています。今後も需要や地域バランスなどを考慮した上で、新規施設建設の際の複合化・多機能化なども検討していきます。併せて、グループホーム以外の住まいの確保や、地域のネットワークの強化など、地域で安心して住み続けるための支援策を、引き続き検討・実施します。
【総合計画・実行計画】 目標4 施策18 1 在宅医療・生活支援の推進	「地域の支えあいの仕組みづくり」は、住民に主体的な活動を呼び掛け、支えあいを育むには、地域に対して責任ある人材(例=地域福祉コーディネーター)の投入が必須である。介護保険法上の生活支援コーディネーターの配置がされているが、幅広い領域での支えあいの仕組みづくりのために、前述した「人材」との連携・協力を図ることで効果を発揮できると考える。	「地域の支えあいの仕組みづくり」を実現するためには、地域のさまざまな住民や団体による地域での支えあいの活動が広がっていくことが大切です。区は、杉並区社会福祉協議会と連携しながら、支えあいの活動を広げるための環境をつくりまします。ご意見を踏まえ、取り組みの趣旨がより分かりやすくなるよう、地域福祉コーディネーターの配置についての記述を追記します。
【総合計画・実行計画】 目標5 施策22 2 保育の質の確保	保育の待機児童ゼロの実現は高く評価する。また、保育園利用者の満足度を維持することができるよう、保育の質を確保するための取り組みを推進してほしい。 【他、同趣旨2件】	今後とも、認可保育所を核とした保育施設整備を着実に進め、待機児童ゼロの継続はもとより、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整えていきます。併せて、保育の質を確保する取り組みを車の両輪として進めるため、国基準を上回る保育士配置を継続するほか、心理専門職や区立保育園の園長経験者による各施設の巡回訪問や、区立保育園の一部を新たに中核園として指定して、保育施設間の連携・情報共有を図ります。
【総合計画・実行計画】 目標5 施策26 1 特別支援教育の充実	「インクルーシブ教育」という言葉が記載されなくなったということは、事実上の後退ということか。「インクルーシブ教育」を引き続き記載することを希望する。 【他、同趣旨2件】	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進については、引き続き、児童・生徒はもとより、保護者や学校関係者、地域の方々に対して理解を深める取り組みを進めていく考えです。その趣旨が伝わるよう、ご意見を踏まえて記述を修正します。
【行財政改革推進計画】 方針1 使用料・手数料等の見直し	区立施設の使用料の再見直しをしないでほしい。使用料の値上げには、絶対に反対である。区立施設は、区民のための施設であり、営利目的ではないはずである。今でもかなり高額で、支払う側は大変である。	施設の維持管理等経費は、利用者が負担する使用料以外の部分は公費で賄うため、施設を利用しない方も含めた区民全体の負担となります。今後も受益者負担の適正化のため、定期的な使用料等の検証・見直しが必要です。なお、見直しに当たっては、一律で利用者に負担増を求めるものではなく、公共性や市場性、選択性や必要性といった施設の性格に応じた負担割合の設定も視野に入れて検討します。
【行財政改革推進計画】 方針2 区立保育園の民営化等の推進	保育の公的責任は絶対であり、これ以上、区立保育園の民営化や私立保育所の整備はストップしてほしい。 【他、同趣旨2件】	今後も保護者のニーズを踏まえて、認可保育所を核とした施設整備のほか、障害児保育など多様な保育サービスの充実に取り組むためには、民間事業者による効率的・効果的な施設の整備・運営を図る必要があります。引き続き、保育の質の維持・向上を図りながら、区立保育園の民営化や私立認可保育所の整備を適切に進めていきます。
【まち・ひと・しごと創生総合戦略】 基本目標1	高齢化率の上昇を抑えるという視点に立ち、保育所や学校などの子ども施設の充実などにより、若い年齢層を呼び込む対策を講じるべき。	「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口流入に頼らず人口を維持、増加させ住宅都市としての魅力を高める視点に立ち、認可保育所の整備をはじめ、安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援を行うとともに、区に「住みたい」「住み続けたい」と思える魅力の高いまちづくりを進めていきます。

該当箇所	主なご意見の概要	区の考え方
【区立施設再編整備計画】 計画全体	<p>区の施策に関し区民との間で理解と合意を共有することは大切である。 普段から住民同士のコミュニケーションだけでなく、区の職員、議員も入ったとがらないコミュニケーションの場を作ることが大切かと思う。</p> <p>区民の声に耳を傾ける区政の実現を求める。結論を一方向的に押し付けるのではなく、区民との対話を大切にしたい。 【他、同趣旨2件】</p>	<p>計画への取り組みを進めるに当たっては、計画の必要性などについて丁寧に説明をするとともに、地域の声をしっかりと受け止めていくことが必要であると考えています。これまでも、計画の策定時も含め、個別施設の取り組みを進める際には、説明会を開催するなど、必要に応じて地域の声を取り組みに反映させてきたところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、取り組みを区民へ分かりやすく説明していく旨および区民の意見・要望を丁寧に聴きながら進める旨、区の姿勢が明確になるよう、記述を追記します。</p>
【区立施設再編整備計画】 児童館・学童クラブ等	<p>児童館を廃止しないでほしい。子どもたちには、学習が主体の学校以外に児童館や学童クラブが必要である。 【他、同趣旨16件】</p> <p>児童館を統廃合することで数が減り、学童保育に入れた児童と、学童には入れないでこれまで児童館で過ごしてきた児童の環境格差がまた広がるのを心配している。これ以上子どもたちの居場所を減らすようなことが無いように、計画を見直してほしい。</p>	<p>近年、乳幼児親子および学童クラブへのニーズが大幅に増えており、これらを児童館施設のみで受け止めることは困難です。このため、児童館が果たしている機能・サービスを身近な小学校施設や子ども・子育てプラザ、地域コミュニティ施設などで継承し、充実・発展させる再編整備を計画的に進めるものです。</p> <p>この間進めてきた再編整備では、従来の児童館と比較して、子ども・子育てプラザでの乳幼児親子の利用が大幅に増えているほか、小学校施設を活用することにより、学童クラブの受け入れ数の拡大が可能となるとともに、小学生の放課後等居場所事業に多くの児童が登録・参加するなどの成果が得られています。</p> <p>こうした成果を踏まえて、今後とも、児童館再編を適切かつ丁寧に進めてまいります。</p>
【区立施設再編整備計画】 地域コミュニティ施設	<p>ゆうゆう館の新たな試みとして、高齢の方が優先して利用できる枠を残しつつ、多様な方々が利用できる施設への転用については、とても有意義である。</p> <p>地域コミュニティ施設としての役割を果たしていく上で、大変重要なのがその運営方法だと考える。</p>	<p>新たな地域コミュニティ施設では、これまでゆうゆう館で実施してきた協働事業を、他の世代を対象とする事業や多世代交流事業などへ発展させて実施する考えです。</p> <p>そのことも踏まえ、32年度以降の施設管理事業者の選定方法について、今後、検討していきます。</p>

いただいたご意見(要旨)と区の考え方、計画案の修正箇所と修正内容および修正後の各計画については、区ホームページで閲覧できます。または企画課(区役所東棟4階)、文化・交流課(西棟7階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所、図書館でも31年1月31日までご覧になれます(各閲覧場所の休業日を除く)。計画の主な取り組みについては、「広報すぎなみ」12月15日号(臨時号)に掲載していますので、ぜひご覧ください。

区民意見を募集します

【ご意見をお寄せください】

◇意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所の名称と所在地、

代表者の氏名)を記入(区ホームページにも書き込めます)。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方等は、「広報すぎなみ」などで公表する予定。

杉並区産業振興計画 改定(案)

◇「杉並区産業振興計画」とは

杉並区基本構想で示された将来像の実現に向けた、産業振興分野における目標、基本的な方向性、取り組み、事業の体系を明らかにした、区と産業関係者が共通の指針とする計画です。

◇改定の趣旨

社会経済状況の変化等に的確に対応し、「杉並区総合計画・実行計画」と整合を図るとともに、都市農業振興基本法に定める地方計画を包含する計画として改定します。

◇改定(案)の概要

●計画期間 31~33年度

●基本指針

「地域ににぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」

◇主な改定内容

- ・区内事業者や区内産業のPR強化、中小企業等の生産性向上の支援に取り組む。
- ・安全で快適な商店街環境の整備、地域団体と連携した商店街づくりに取

り組む。また、商店街を取り巻く環境の変化に対応した、新たな商店街活性化策について商店街と連携し検討する。

・都市農地保全への取り組みを強化するとともに、都市農地が持つ多面的な機能に対する区民理解の促進を図る。また、農業と福祉の連携について検討する。

・若者、女性、高齢者等、求職者一人一人の状況に寄り添った就労支援に取り組むとともに、区内事業所の人材確保の支援を強化する。

・地域との連携・協働による、杉並らしさを活かした観光事業の推進に取り組む。

◇意見提出・問い合わせ先 産業振興センター管理係 ☎5347-9134
FAX3392-7052 ✉sangyo-k@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着) 31年1月13日まで

◇閲覧場所 産業振興センター(上荻1-2-1インテグラルタワー2階)、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所、図書館および区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き〈パブリックコメント〉」)

杉並区議会議員選挙

— 問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

投票日: 4月21日 日



選挙のめいすいくん

選挙管理委員会では杉並区議会議員選挙を31年4月21日(日)に執行し、22日(月)に開票することを決定しました。期日前投票は4月15日(月)～20日(土)を予定しています。今回の選挙では31年1月13日(日)までに杉並区に転入の届け出をし、投票日当日まで引き続き杉並区に在住している方が投票できます。

若年層の選挙サポーターを募集

公正・公平な選挙執行のため、若年層の投票立会人(当日投票所または期日前投票所での立ち会い)、外部立会人(指定された病院等での立ち会い)、開票事務などの手伝いをする選挙サポーターを募集します(締め切り=31年1月31日)。応募方法等の詳細は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

☑ 下表のとおり ☑ 原則、次の全てを満たす方①区内在住の有権者で29歳以下②選挙サポーター研修を受講できる ☑ 活動内容の詳細は、区ホームページ参照(右2次元コードからもアクセスできます)

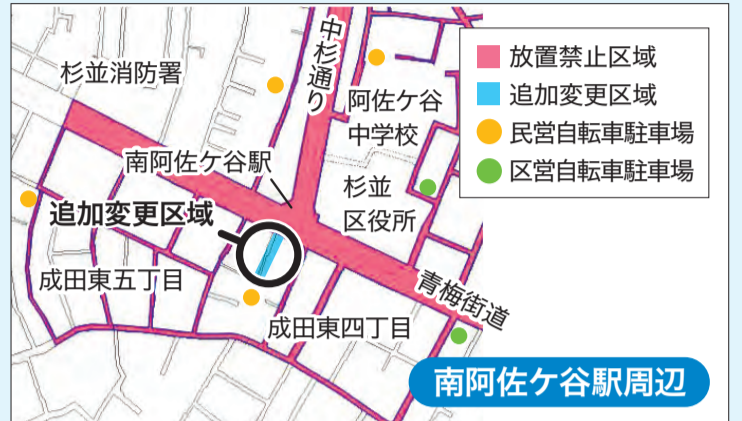


従事内容	従事日程	従事時間
期日前投票立会人	4月15日(月)～20日(土)のいずれか	午前8時30分～午後8時
外部立会人		おおむね2時間～半日程度
当日投票立会人	4月21日(日)	午前7時～午後8時
開票事務	4月22日(月)	午前8時～10時30分

自転車放置禁止区域の追加変更をします



「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」に基づき、12月15日から南阿佐ヶ谷駅周辺において新たに自転車の放置禁止区域を指定します。(下図参照)



放置禁止区域内に放置された自転車は、置いている時間・理由にかかわらず、随時撤去します。ワイヤーロック等で施錠している場合でも切断して撤去します(ワイヤーロック等の補償はしません)。

なお、自転車の返還には、撤去等に要した費用として1台につき5000円お支払いいただきます。

国土管理課自転車対策係

不合理な税制改正等に 対する特別区の主張

— 問い合わせは、財政課へ。

国は、都市部と地方に税収の格差があることなどを理由に、その地域の行政サービスに使われるべき地方税の一部を国税化することなどにより、特別区の貴重な財源を一方的に奪っています。その影響額は、特別区全体では現時点で年間1300億円超、消費税率10%段階においては2000億円に迫る規模となり、杉並区の財政規模に相当する衝撃的な額となっています。

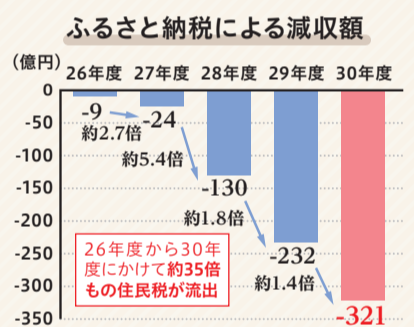
現在、地域間の税源格差を補う地方交付税の4割以上を都民が負担し、格差解消に大きく貢献しています。また、特別区は、保育待機児童対策や首都直下地震等大規模災害への備え、施設の老朽化対策など大都市特有の行政需要が山積しており、備えとしての基金残高の増加や地方との税収額の比較という側面にのみ焦点をあてて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

国は、31年度税制改正において、さらに都市部から税源を吸い上げる動きを進めていますが、限られた地方財源を地方同士が奪い合うことを助長するのではなく、国の責任において地方税財源の充実強化を図るべきです。

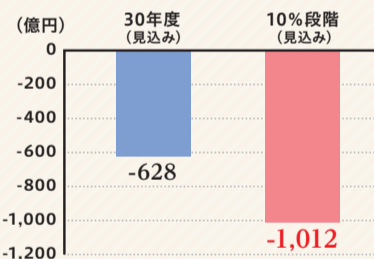
不合理な税制改正等による影響額

減収額は段階的に積み上がり、特別区の財政に多大な影響を及ぼしています。

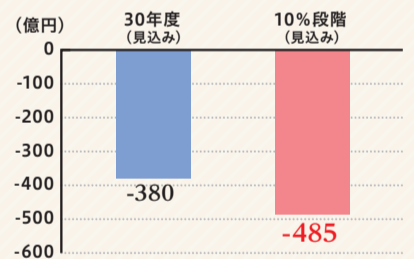
※グラフ内の金額は、特別区全体の影響額(減収額)です。



地方法人課税の 国税化による減収額



地方消費税清算基準の 見直しによる減収額



不合理な税制改正等に対する特別区の主張(30年度版)について

詳細は、特別区長会ホームページ <http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html> をご覧ください。

生活にお困りの方は 早めの相談を

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。「生活費がなく困っている」「病気などで働けない、働いても収入が少ない」など、生活にお困りの方はご相談ください。生活状況、収入や預貯金等資産の状況をお聞きしながら、生活保護や他の支援制度の利用について一緒に考えます。

生活保護の対象者

一緒に暮らしている方(同居世帯)全員の収入および預貯金などが、国が定めた基準以下の場合に、受給の対象となります。世帯の一部の方のみで受給することは基本的にできません。また、外国籍の方は在留資格により、生活保護に準じた援助が受けられる場合があります。

生活保護を受ける前に

世帯全員で収入や資産の状況を把握し、能力に応じた就労や、預貯金、生命保険、不動産等の活用について話し合ってください。また、親族から援助を受けられる場合は、優先して受けてください。

生活保護の申請に当たって

申請は、本人または同じ世帯の方に福祉事務所に来所していただきます。寝たきりや入院中などで来所できない場合は、ご相談ください。

相談できる場所・問い合わせ

●お住まいの地域を担当する各福祉事務所(荻窪=天沼3-19-16 ウェルファーム杉並 ☎3398-9104 ☎3398-9598 / 高円寺=高円寺南2-24-18 ☎5306-2611 ☎5306-2620 / 高井戸=高井戸東3-26-10 ☎3332-7221 ☎3335-5641)
※いずれも午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日～31年1月3日を除く)